

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

福島県環境創造センター所長 郡司博道

1 入札に関する事項

- (1) 業務名称 令和 8 年度放射性セシウム挙動解析業務委託
- (2) 業務概要 放射性セシウム挙動解析業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 2 4 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去 5 年以内に数値シミュレーションに関連する業務を 2 件以上受注し、履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2 に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
令和 8 年 8 月 2 4 日（月）から令和 8 年 9 月 7 日（月）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 提出場所
住 所 等 〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10 番 2 号
担 当 課 福島県環境創造センター 研究部
電 話 0247-61-6140 F A X 0247-61-6119
- (3) 提出方法
郵送又は持参による。

4 入札に関する書類の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
3 (2) に掲げる場所に同じ
- (2) 入札説明書等の配布期間
令和 8 年 8 月 2 4 日（月）から令和 8 年 9 月 1 1 日（金）まで
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和 8 年 9 月 1 4 日（月）午前 10 時 00 分
場所 福島県環境創造センター本館 2 階 連携研究室 3

(4) その他

郵便、電報、電送その他の方法による入札は不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第 248 条第 1 項により納付する。但し、同規則第 249 条第 1 項各号に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

福島県財務規則第 228 条第 1 項により納付する。但し、同規則第 229 条第 1 項各号に該当する場合は免除する。

6 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。契約締結後、消費税法等の改正等により消費税率が変動した場合には、変更された税率に基づき相当額を加減したものを契約額とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) その他

詳細は入札説明書による。

<問い合わせ先>

福島県環境創造センター 研究部

電 話 0247-61-6140

F A X 0247-61-6119

電子メール kansou-kenkyuu@pref.fukushima.lg.jp